

当事務所の年内は12/27(火)まで、仕事始めは1/5(木)です。本年のご愛顧に感謝します。



「数百万円の銀行借入を会社でしたが私は名だけの代表者。もう一人の代表者が実際の経営者だが、返済の責任は私にもあるのか?」との相談が続けてありました。リース契約でも同様ですが普通、代表者が複数いる場合、貸し手は必ず会社の総ての代表者を連帯保証人にして契約します。この“連帯”が要注意で、銀行等が債権の回収を確実にする保証制度の中では

名ばかりの連帯保証人には要注意!
代表者でも

一番強力です。保証のパターンは主に①通常保証②共同保証③連帯保証…の3つですが、「まず主債務者に催告せよ」との「催告の抗弁権」、「主債務者への強制執行を検討せよ」との「検索の抗弁権」が③にはありません。又②であれば共同保証人で平等に分けての負担でOKですが、それも③にはありません。年末にかけて資金繰りが厳しくなり、こうしたトラブルが予測されます。保証人になっている方は、契約書を一度再確認して、早めに専門家に相談してみても…



「私が法律家として仕事ができるのは、父母だけでなく事務所の職員の皆さん、そして何より依頼をして下さった会社経営者と個人の皆様のお陰です。皆様と地域への御恩返しのできる気持ちで頑張っていきたい」と行政書士・西馬の長男・西馬良和(35)は、弁護士事務所の開設にあたって、抱負を語っています。私事で恐縮ですがお知らせ致します。長男は司法試験に合格した後、大阪での司法修習を終え、大分市の法律事務所に

当事務所と法律事務所1月~連携して…法律事務所併設!

勤務し、当時弁護士0地域だった杵築支部で仕事をしておりましたが、ワシントン大学ロースクールに留学。その後、ニューヨークの法律事務所に勤務しましたが、故郷への想いは強く、この度帰国しました。そして大分県に戻り「にしうま法律事務所」を当事務所の横に併設し年明けから業務を開始する事になりました。「初回相談は無料でお受けしたい」との事ですので精々ご活用下さい。 Tel 0977-85-8806



※当事務所から070で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の電話番号です。
①070-5481-0659②070-5481-0988③070-5080-7611